

企業の継続企業能力の開示と盛査の方向性

青 柳 清

I はじめに

投資者の保護とそのための財務諸表の公開手段性とは必ずしも十分に噛み合わない問題が現存している。我が国においてはすでに「会計ビッグバン」の名の下に財務会計情報の開示の拡充の努力がなされてきてはいるものの、しかし財務会計情報のみをもってしては経営の盛衰動向、収益力の趨勢等を十分に予測することは不可能である。経済や経営の変化に対処すべくこれまで財務会計情報の限界を克服する制度的な努力が払われてきたにも拘らず、現行制度会計のもつ限界によって、投資者層がなお被害を蒙る可能性は大であり、又、現実には2001年に発生したエンロン事件、翌年に発生したワールド・コム事件や2002年に我が国において発生した雪印食品事件など不法行為、不正行為、粉飾決算のような会計の限界を悪用した経営行為及びそれに伴う会計行為によって投資者層の意思決定を歪めるような財務会計情報の開示がなされ、結果的に投資者層が甚大な損害を蒙る例は跡を断たない。

企業に襲いかかる様々の外的・内的不透明要因及びそれら諸要因によって終局的に浮き彫りになる企業倒産・経営破綻の事例¹⁾は各種利害関係者殊

に投資者層の会計及び監査に対する期待ギャップを生み出して来ている。期待ギャップの問題の一つに、継続企業としての存続能力に関する会計及び監査の対処の問題が挙げられる。しかし、現在のところ会計は当該問題については明確な対応策を講じていないこと、及び、最近の企業破綻について監査人は十分な監査を行っていなかったのではないかとの指摘に見られる監査に対する期待ギャップを解消するという観点から、企業の継続能力の評価に係る監査機能の拡大化が要請されてきているところである²⁾。

本稿は、“企業の存続可能性”監査に対する社会的要請が高揚してきている状況の中で³⁾、会計及び監査はどのように対応して行くべきであるか、その方向性を考察するものである。すなわち、企業の存続可能性問題を制度化するに当って提起される監査理論上の“保証 (assurance)”の問題及び監査責任の問題を検討し、さらに監査機能の積極的な拡大を図るべく未来予測情報監査の制度化を模索することとする。

1) 2000年3月期の決算結果によれば、監査報告書に「特記事項」として会社の将来の不透明要因を指摘された企業は約30社に上っており、それがゴーイング・コンサーンに言及する制度の導入がなされる動因となった(日本経済新聞2000年9月22日)。又、種々の要因のもとづく2001年度の企業倒産件数は19,441件で戦後2番目の高水準となった。この件については、帝国データバンク企業評価モデルプロジェクトチーム編、「企業評価と信用リスク」、清文社、2002年を参照されたい。

2) 柴田英樹著「変革期の監査風土——進化する監査」プロダクト、2002年、69ページ及び254~260ページ。

3) 米調査会社バンククラブシーデータ・コムによれば、「掲記低迷の長期化と企業不祥事の続発を受けて、02年の米上場企業の破綻規模が、総資産ベースで3,680億ドルと過去最高になった。……巨額の粉飾決算が発端となって7月に破綻したワールドコム(資産規模約1,030億ドル)や、新興通信のグローバル・クロッシング(同301億ドル)などの通信関連企業の経営破綻が目立った。また、世界航空2位のユナイテッド航空(同251億ドル)など有名企業も破綻した。」(朝日新聞、2002年12月28日)

II 我が国改訂「監査基準」の提示事項

日本公認会計士協会監査委員会・研究資料第1号「企業継続能力の取扱いに関する海外の状況と我が国への制度導入上の課題」(1997年12月8日)の公表、大蔵省(企業会計審議会第二部会)「監査基準等の一層の充実に関する論点整理」(2000年6月9日)の公表、金融庁(企業会計審議会第二部会)「監査基準の改訂に関する意見書(公開草案)」(2001年6月22日)の公表及びその他一連の企業継続能力及び監査の信頼性回復に関連する公表物の刊行を受けて、2002年1月25日に我が国改訂「監査基準」が公表された。当該「監査基準」の改訂に直接的な影響力ある根拠を与えたのは上記の金融庁公表の「公開草案」であった。当該「公開草案」は次の論点を強調・指摘している。すなわち、

①通常は財務諸表は継続企業基準(going concern basis)に基づいて作成されるが、企業の事業継続能力に関する懸念事項が存在すると判断される場合にあっては、監査人は、企業の存続能力の存否そのものを認定し、その懸念事項が適切に財務諸表に開示されているか否かの判断にもとづいて意見表明を行えばよく、企業の存続能力の存否を保証する責任は監査人にはない。

②企業継続性の前提に関する検討を行うにあたって、監査人は、当該前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況等について経営者が行った評価の内容や方法、当該事象や状況を解消あるいは大幅に改善を図るために経営者が予定している対応策・対応方法および経営計画について検討する。

③上記②の検討の結果、(イ)企業の継続能力の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在し、(ロ)当該事象及び状況の解消や大幅な改善に重要な不確実性(uncertainties)が残るため、継続企業の前提に重要な疑義が認定される場合には、その疑義を抱かせる事象や状況が財務諸表に適切に開示されていれば、基本的に無限定適正意見を表明する。

④上記③の無限定適正意見を表明する場合には、当該重要な疑義に関する事項について監査報告書に追記する方法により情報を提供する。

⑤継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在する場合には、経営者は、それらが存在する旨、その内容、それらに対する経営者の対応策や対応方法及び経営計画、当該事象や状況の財務諸表に及ぼす影響についての記載の有無等について、財務諸表に注記を義務付けていく。

以上が「公開草案」の強調点であり、又、これらの強調点を導入して改訂された「監査基準」(平成14年1月制定)の骨子である。これらは世界的な動向を視野に入れた“企業継続性の前提”に係る監査上の取扱い方法⁴⁾に関する或る一つの発展的な解決法であることには間違いないが、しかし、上記の諸点については次のような難点が指摘されよう。

先ず、①について、かかる主張はその基本的前提として従来の伝統的監査理論の枠組み(framework)を堅持する姿勢が採られていることである。例えば、コーエン委員会報告書は、「企業の事業継続能力が極めて不確かな場合の状況の伝達は監査報告書よりも、むしろ財務諸表における開示もしくは財務諸表の修正によって一層効果的に行うことができる⁵⁾。」と述べ、財務諸表に対する二重責任の原則を貫いている。つまり、同報告書と同様に「公開草案」及び改訂「監査基準」は、無限定適正意見はあくまでも経営者が作成した財務諸表に継続企業の前提について認められる重要な疑義事項が適切に開示されていれば表明される意見であり、従って当該無限定適正意見は企業活動の継続性の保証とは無縁のものであるとい

4) 例えば、International Accounting Standards (IAS), *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, 1989.4, Para.23.

5) The Commission on Auditors' Responsibility, *Report, Conclusions, and Recommendations*, 1978, 鳥羽至英訳「財務諸表監査の基本的枠組み一見直しと勧告」白桃書房, 1996年, 57ページ。

う点、コーエン委員会の going concern 問題に対する基本的なアプローチであり、また、それを踏襲した「公開草案」並びに改訂「監査基準」の基本的枠組みである。

すでにその「前文」で指摘されてもいるように、同「公開草案」はその主眼を、企業の継続可能性に係る懸念事項についての適正な開示を促進することに置いており、監査人は企業の継続可能性に係る懸念事項について開示の適正性を監査する責任以上の責任を負うものではないとされている。しかし、同「公開草案」並びにコーエン委員会報告に共通する難点は、(イ) 監査機能の拡大を図るアプローチを採りながら、監査の枠組みを従来の“財務諸表の開示の適正性”に関する意見表明の枠組みの中で対応し解決していこうとするアプローチを存置させたこと、(ロ) 従って、企業の存続可能性に関する“保証”責任を監査人から財務諸表の作成者(=経営者)に移転させたこと、である。いわばそこでは二重責任の原則が貫かれているのである。経営者に企業の継続可能性に関する評価責任を賦課するということは、すでに国際的な諸公表物によって決定されているところであるが⁶⁾、同「公開草案」は、我が国において未だ企業の存続可能性に係る懸念事項についての会計規定及び開示要件の整備がなされていない現状にあって、投資者の自己責任原則の徹底が叫ばれる中、投資者の会計及び監査に対する期待も高揚し、その結果生じてきた期待ギャップを早期に実務的な観点から解消又は軽減させるべく、監査が先行的に立ち上り、監査の従来の枠組みの中で対応した結果の産物である⁷⁾。

しかしながら、立ち返って監査の本質について

考えてみると、監査とは会計情報に監査を適用することによって会計情報の価値を高める行為であり、しかして、“監査機能によって「付加される価値」の本質は、監査機能が会計情報利用者の要求を満たすことができるかどうかにあるので、監査によって高められた価値の本質(傍点は筆者)を識別する際には、まず情報利用者と彼らの情報要求(傍点は筆者)を検討することが必要である”⁸⁾。ここで検討されるべきは、監査人の意見に対する要求内容を明らかにすることであり、かかる会計情報利用者の情報要求内容に対して監査によって「付加される情報」を関係づけ、情報利用者の要求を如何に満足させるかを明らかにすることである。このような考え方に立つとき、現在、社会的に要請されている監査機能の拡大の本質は、こと企業の存続可能性に関しては伝統的な監査機能の領域を超えて、対象企業の倒産・破綻の危険性の程度についての保証という質的価値の付加に求められなければならないと思うものである。多少表現を変えれば、監査人の判断もしくは信念の表明を、かかる情報利用者がニーズとして現有する“監査がもたらす付加価値に対する実質的要求内容”と結びつけていくことが求められているのであり、又、それは保証の程度に関する社会的認識を定着させることによって十分可能であると推論するものである。勿論、そのためには、伝統的な監査概念及び監査の枠組みの再構築が必要である。

次に指摘されることは②及び③と関連することである。同「公開草案」及び改訂「監査基準」は、監査人は継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該疑義に関して合理的な期間について経営者が行った評価、当該疑義を解消させるための対応及び経営計画等の合理性を検討し、当該事象又は状況の大幅な改善に重要な不確実性が残るときに、

6) International Accounting Standard Committee, International Accounting Standard NO.1, *Preparation of Financial Statements*, 1997. Para.23 and 24., International Federation of Accountants, International Standards on Auditing 570, *Going Concerns*, 1999, Para 3 and 7 を参照。

7) 八田進二編著「ゴーイング・コンサーン情報の開示と監査」中央経済社、2002年、244～245 ページを参照。

8) AAA, *A Statement of Basic Auditing Concepts (ASOBAC)*, 1973, 青木茂男監訳、鳥羽至英訳「基礎的監査概念」1982年、17 ページ。

それらの事象や状況及び経営者の経営計画等が財務諸表に適切に表示されていると判断した場合には、無限定適正意見を表明することとしている(改訂「監査基準」第三実施基準及び第四報告基準)。周知の通り、伝統的な監査理論は、二重責任の原則の下、会計基準に対する準拠性に関する意見表明を監査人の役割と規定し、情報内容の解釈は情報利用者の責に帰している。同「公開草案」及び改訂「監査基準」もまた伝統的監査理論を基本的に踏襲し、企業の継続性に疑義を抱かせる重要な事象又は状況が存在し、それらの大幅な改善に関して重要な不確実性が残っていても、残っているそれらの事象又は状況並びに経営者の経営計画等が財務諸表に適切に開示されていると判断された場合は、無限定適正意見を表明することとしている。

しかしながら、ここに二、三の問題点が指摘される。第一には、伝統的監査理論では、準拠性監査によって価値が付加された財務情報の内容解釈及び受け取った情報の質は、それが過去情報であり且つその会計処理及び開示基準が確立しているから、情報利用者は容易にその解釈及び評価が可能であるが、こと“企業の継続可能性”の問題は将来予測的なものであるから、情報利用者の立場から、提供された財務情報の内容の解釈及び情報の質の評価が可能であるかどうかは極めて疑問が生ずる点が指摘される。さらに、第二には、伝統的な監査理論にもとづく監査は、適正性を保証する無限定適正意見なる付加価値を財務諸表に付与することにより情報利用者の要求を充足するという理論をベースにして実践されている。前にもふれた通り、現時点では、伝統的監査理論の下における、従来の監査の枠組みの中で、企業の継続能力の問題をその他の未確定事項と同様に処理するやり方を採らざるを得ないが故に、結果的に、企業の継続能力について認められる重要な疑義に関わる事項が財務諸表に適正に開示されていれば無限定適正意見を、又、その重要事項等が財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当

該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見ないしは財務諸表が不適正であるとする不適正意見を表明することとされている(改訂「監査基準・第四報告基準六)。このような処理の方法は、監査が生み出す“付加価値”を会計情報利用者の真(又は現実)の情報要求に関係づけていないと言わざるを得ない。投資者にとって投資企業の破産・破綻の可能性の如何は重大な問題であり、従って投資者としては、ここに言う無限定意見やその他の意見は企業に関するそれなりの付加された価値を有する情報ではあるが、しかし、財務諸表に適切に表示された重要な疑義に関わる事項がどの程度重要な不確実性を残しており、従ってその不確実性事項が企業の将来活動に対してどのように影響してくるかの予測について識りたいというのが、こと企業の継続能力に係る情報利用者の情報ニーズであろう。1960年代以降における米国社会における消費者運動の台頭と、監査人が企業の財務情報に対して信頼を付与する保証人であるという一般大衆の意識の定着とによる監査人に対する訴訟の増加傾向⁹⁾を減減させる目的のためには、確かに監査人の責任の加重負担の回避を誘導する二重責任の原則が多分に貢献する。かくして、企業の継続能力についても二重責任の原則により、適正性監査を堅持する姿勢を採りながら、会計及び監査に対する社会的信認を維持する方策が採られたと思われるのである。監査人には、財務諸表に関する適正性監査という形式的な判断ではなく、企業の継続可能性に関する実質的な判断に基づく経営予測に関する意見表明を情報利用者に提供することが期待される場所であり、従ってまた、企業の存続可能性に関する保証業務を監査人の保証業務の中に包括して位置づける方向が期待される場所である。改訂「監査基準」は、監査人は監査にあたって、継続企業の前

9) 訴訟の急増要因については、Vincent M.O'Reilly and others, *Montgomery's Auditing*, 1990, 中央監査法人訳, 「モントゴメリーの監査論」, 中央経済社, 1994年, 143~173ページ。

提に重要な疑義を抱かせる事象等を解消あるいは大幅な改善を施すための経営者の対応及び経営計画について検討することを要請しているが、監査人の調査・検討に耐え得る経営計画は、企業の将来の経営行動として単なる経営者の願望以上のものであり、十分に監査の実質的意見表明の対象として認め得るものである。

次に続いて④及び⑤についてである。確かに事業破綻ないし倒産要因は多数あり、基本的には内生的な要因のみ、内生的要因と外生的要因から構成された複合的要因、外生的な要因のみに分類可能である。また、要因は一般には恒常的な性格を有するものではなく時間の経過とともに変化する性格のものであるから変数として認識すべきである。ところで、企業の継続可能性に重要な疑義を生じさせる要因を可変性を有する事項として認識し、かつ、外生的要因は独立的に決定される変数であるから、実務的に企業の継続可能性問題を監査領域において解決するためには、要因ないし変数の性格を十分に認識し、且つ、それら諸要因(変数)の複合的影響の内容の定量化¹⁰⁾を図ることによって、企業の継続能力についての監査手続及びその結果の判定基準を設定することが必須事項である。しかしながら、そのような監査手続や判定基準は、現在までのところ十分に確立されているとは言い難い。従って、監査人の企業の継続能力についての専門的判断は社会的に問われてくることになるであろう。それにも拘らず、企業の継続能力に関する監査人の判断とその判断に基づく意見表明を社会的に有用たらしめるためには、監査ニーズ、付加される価値及び保証レベルの相違によって監査対象を区別し、個々に監査を実施していく方法を選択することが効果的であろうと思われる。

III 企業継続能力に対する監査人の評価能力

反証のない限り、財務諸表は、企業はその事業活動を継続して行う実体であるという仮定(a going-concern basis)にもとづいて作成される。経営者は、財務諸表の作成にあたって、企業が継続企業としての存続能力を有しているかどうかを検討・評価し、その評価検討結果を開示しなければならないと定められている¹¹⁾。かかる財務諸表に対して、監査人は、財務諸表の作成基礎とされている継続企業の前提が企業の財務諸表作成時点の評価基礎として適切であるかどうかを、例えばマイナス要因ないし傾向事象、内部的な重要事項、発生済みの外部的な事象、財政困難をもたらすその他の事象及び状況など企業の継続可能性にマイナスの影響を及ぼすと判断される各種の警告に値する事象及び状況について検討し、監査報告書の意見区分の後の説明区分にその検討結果を開示することとされている¹²⁾。

事実、投資者その他の情報利用者にとって、かかる企業の継続能力の問題について、関与の仕方の如何にかかわらず、監査人が関与しないよりは関与した方が情報に価値が付加されることは疑いない。企業の継続能力の問題について監査人が関与していない場合であって、突然に何らかの要因によって企業が破綻した場合には、投資社会は大混乱に陥ることは想像に難くない。企業の継続能力について制度的不備は存在するも、かかる問題についての監査人の関与が投資社会から強力な要請として発生して来たことは極く当然の成行きである¹³⁾。

しかしながら、就中、監査人(公認会計士)は、企業の存続可能性の問題を適確に判断する能力を有しているか否か、そして、たとえそれに関して

10) 企業の倒産予測の定量化については次の資料が参考になる。
(株)帝国データバンク・企業評価モデルプロジェクトチーム編「企業評価と信用リスク」清文社、2002年。

11) IAS, *ibid.*, Para.23 and 24.

12) D.M. Guy & D.R. Carmichael, *Practitioner's Guide to GAAS*, Wiley, 2002, pp.341.1-341.6.

13) Michael Power, *The Audit Society*, Oxford Univ. Press, 1997, pp.11-13.

判断能力を有しているとしても、その判断能力を發揮しうる監査環境が醸成・確立されているか否かといった疑念が生ずる。もしも監査人がかかる判断能力を十分に具有しているとするれば、監査人に対し、表明する意見に保証責任を内包化する即ち賦課することが可能となる。

しかしながら、現実にも目を向けてみると、世界的な不況の長期化に伴う企業経営の悪化、経営者の経営理念の低下に伴う経営不正・会計不正・会計粉飾の横行、企業倒産・破綻の続出、一般経済人や社会一般の倫理観や責任感の低下傾向等、社会的秩序を破壊ないし乱雑化する要因は益々拡大化と深化の一途を辿っているのが実情である。しかして、監査環境はこれらの諸要因の台頭と低下傾向によって顕著に変化してきており、そこでは監査に関する過去の理論、思い込み、情緒的な感情等は通用しない部分が生じて来ているのである。別言すれば、少なくとも常に変化している企業環境が職業専門家としての監査人の判断に及ぼす影響を評価することは難かしいことであるが、彼等の判断に影響を及ぼしていることは事実であるし、また、財務諸表の評価に当て必要とされる監査依頼会社及びその経営者の評価を行うときのように、監査人が職業専門家としての判断を下さなければならないような場合については、これまでの経験や専門的な技術では説明し切れないような監査人の業務実施上の問題が生じてきているのである。それにも拘らず、監査は伝統的な財務諸表監査の枠組みを堅持する中で、ここでの課題である企業の存続能力問題について、職業専門家である監査人としての判断能力ないし判断の質を等閑視して、財務諸表の開示の適不適に係る監査意見の表明に監査人を拘束しているのが実情である。しかし、ポネモン(L.A. Ponemon)等によれば、高度のレベルの倫理的推論能力を有する監査人は、倫理的価値を確認する能力、課題を解決する高度の能力、監査依頼会社及びその経営者の倫理的特性(誠実性、正直さ)と能力を一段と適確に認知する能力、経営戦略を一層正確に

予測する能力、監査リスクの評価能力、重要性の判断能力等を有しており、且つ、高度のレベルの倫理的推論能力を有する監査人は、財務諸表の質について判断を行うに当って、上記の諸能力に加えて、個人的な経験、勘及び内面化された倫理的感受性を發揮するとの示唆が提示されている¹⁴⁾。

ポネモン等の上記の調査研究結果に従えば、高度の倫理的推論能力と豊富な経験そして豊かな感受性を有する監査人は、すでに企業の存続能力問題以外の未確定事項を取扱ってきた経緯もあることから、企業の存続能力問題についても相当程度に適確な予測の判断能力を發揮することができるかと期待されるのである。もしもかかる推論が的を得ているとするれば、現行の財務諸表監査の枠組みとは異なる、企業の存続能力問題を包摂する監査の枠組みを構築し、情報利用者に対し従来とは相違する価値を付加した監査情報を提供していくことが可能となり、又、そうすべきである点を強調するものである。

監査人が相当高水準の倫理的推論能力を有していることは十分に認知しうるところであり、今後さらなる努力によって当該能力の高水準化と経験の豊富化を図っていくことを期待するところであるが、同時にまた、リッテンバーグ(L.E. Rittenberg)等によれば、多くの破産実態の研究によって、破産予測モデル(bankruptcy prediction model)の精緻化も進んできていることから、企業の存続能力問題は今まで以上の水準の精度をもって処理することが可能となってきたことが指摘されている¹⁵⁾。日本監査研究学会もまた、「監査人は、企業がゴーイング・コンサーンであ

14) L.A. Ponemon & D.R.L. Gabhart, *Ethical Reasoning in Accounting and Auditing*, CGA-Canada Research Foundation, 1993, 瀧田輝己他共訳「会計士の倫理と推論」1999年、第6章。

15) L.E. Rittenberg & B.J. Schwieger, *Auditing-Concepts for A Changing Environment*, The Dryder Press, 1997, pp.671-673.ここでは、E. Altmanの提示するZ-Score Modelsを紹介している。E. Altman, *Corporate Financial Distress*, John Wiley & Sons, 1983.を参照。

るか否か（またはその能力を有しているか否か）を判断する能力を有しているが、監査人間の判断のぶれを少なくするために、および継続的に行われている監査において、監査人が適切な判断を下すために、ゴーイング・コンサーン問題に関する具体的な指針や制度的な基盤が必要である¹⁶⁾。」ことを強調している。

かかる監査人の高水準の企業評価能力ないし破産予測能力を前提にして監査の新たな枠組みを構築し、その制度化を図っていくことが、監査機能が、企業の存続能力問題に対する実質的な社会的要請を満たす方向での「付加された価値」を生み出すやり方であると思うものである。その点、現行制度監査の枠組みは、監査人の有する倫理的推論能力や企業評価（予測）能力を十分に活用していないと言わなければならない。有能な人的資源の放置は社会的損失を生み出すことは必常であるし、今、監査もその努力を払わないとやがては監査もかつて過去におけると同様に無用論を再燃させる引き金となることも考えられるし¹⁷⁾、また資本市場の停滞を招くことにもなることは、過去の経験に徴するに十分予測できることである¹⁸⁾。

IV 不確実性の評価と保証問題

現代監査の枠組みは、企業の存続能力問題の監査に代表的に伺われるように、伝統的監査に定置されたコアを維持しながらも、監査機能の拡大要請とともに変容の方向を辿っている。監査人は必要に応じて財務的な情報のみならず非財務的な情報や、過去・現在のみならず将来に関するデータや情報の調査・検討を実施しなければならない状況に至っている。従って、監査によって提供される保証レベルは、限定付の消極的レベルの保証か

ら積極的レベルの保証に至るまで、また場合によっては何らの保証も提供されない無保証のレベルまで、多層的とならざるを得ないであろう。

保証レベルの諸層について、リッテンバーグ(L.E. Rittenberg)は、次のように明示している¹⁹⁾。

- 積極的保証—監査人が、財務諸表の適正性について合理的な保証を与えるために、十分な証拠を収集することによって提供される証明サービス
- 限定的な保証—提出物の適正性について適度の量の保証を与えるために企図された証明機能。提出物を適正に表示させるために当該提出物の調整が必要か否かを確定するために、調査や分析の手段を実施し、また場合によっては企業分析を実施して得られる保証。限定的な保証は、監査による積極的保証よりも範囲が狭いし、また無限定意見を表明する場合に必要且つ十分な証拠を収集する必要はない。
- 無保証—監査人が提出物と関わりを有する場合には常に、監査人は財務諸表の適正性についての意見に対する責任の程度を明示しなければならない。意見を表明する意図が監査人になければ、意見の差控えまたは説明書が適切である。

以上のような三層の保証レベルを明示するリッテンバーグ等は、将来財務諸表も視野に入れながら第1表のようなフレームワークを示している。このフレームワーク（表1）から明らかのように、伝統的な監査では、GAAPのような確立された基準が存在するか否かによって保証のレベルに相違が生じて来るのである。しかし乍ら、現行監査は会計処理及び開示の準拠性をもって“fairly presented”なる意見を表明し、その保証責任を負っているに過ぎないのである。「監査の国際的ガイドライン26」(会計上の見積りの監査²⁰⁾)は、

16) 八田進二著、前掲書、18ページ。

17) 河合秀敏著、監査の社会的役割、中央経済社、1998年、特に第8章を参照されたい。

18) R.A. Bauer & D.H. Fenn, Jr., *The Corporate Social Audit*, Basic Book Inc., 1972, 大矢知浩司・道明義弘共訳、社会的責任と監査、1978年、白桃書房。

19) L.E. Rittenberg & B.J. Schwieger, *ibid.*, pp.31-32.

20) IFAC, *International Auditing Guideline 26, Auditing of Accounting Estimates*, 1987.

表1 証明サービスのフレームワーク保証の対象

	財務系データ		情報システム		その他
提供される保証レベル	GAAP 的又はその他の包括的な基準に基づいて作成された財務諸表	将来志向的な財務諸表	公的なデータベースの信頼性	システムに対する管理の信頼性と質	ビジネス・プロセスの分析と測定その他
積極的保証	適正性意見	諸仮定の合理性及びそれらの諸仮定と財務諸表との一致の程度に関する意見	YES - 合理的な基準が存在する限り	YES - 組織の内部統制の質に関する公的な報告書	YES - 合理的な基準が存在する限り
限定的保証	1. 年次または四半期報告書に関するレビュー報告書 2. 諸手続のうち一般に理解可能な手続に基づく報告書	諸手続のうち一般に理解可能な手続で公認の手続に基づく報告書	基準が存在しない	基準が存在しない	基準が存在しない
無保証	公的な企業の無監査財務諸表または非公式な企業の財務諸表の説明に対する意見差控	将来情報が提示された仮定に基づいて作成されていることを監査人が信じた場合に作成される説明報告書	基準が存在しない	基準が存在しない	基準が存在しない

注：L.E. Rittenberg & B.J. Schwieger, *Auditing-Concepts for a Changing Environment*, The Dryder Press, 1997. p.32 から引用

当該ガイドラインが提示する監査手続には予測情報にも適するものも多くあることを示唆しながら、次の諸点について指摘を行っている。即ち、

(イ)会計上の見積りの決定は、当該項目の性質によって単純な場合と複雑な場合がある。後者の複雑な見積りには将来の事象についての予測が含まれることもあるので、監査人には高いレベルの専門的知識と判断が要求されること。

(ロ)会計上の見積りに関して、監査人は、当該状況において合理的なものであるかどうか、また、開示が要求される場合には、適切に開示がなされているかどうかについての結論を下すことを可能とする、十分かつ適切な監査証拠を入手することが要求されること。

ガイドラインの指摘する上記二点は、内容から推して財務系データに当て嵌まると理解されるから、当然に将来志向的な財務諸表もその対象として挙げられよう。その場合、高度のレベルの専門的知識と判断が要求されることとなるが、職業専門家としての監査人はその知識と推論能力を有し

ていると判断されるから、その場合、諸仮定の合理性に関する確信の程度によって積極的保証、限定的保証及び無保証の三種の保証レベルが生じて来ることとなる。現行監査では、企業の存続能力の問題については開示についての形式的保証は付与することとしているが、当該問題について重要な疑義が認められる事項については無保証の形式すなわち説明形式の報告を是としているのである。この方法は明らかに監査人の専門的知識、推論能力や判断能力ならびに経験を軽視したやり方であると言わざるを得ない。

認識すべき重要な点は、企業内外の諸要因の動態的变化の中で、経営者が設定した諸仮定が予測基礎として客観性をどの程度有しているかによって、保証レベルが決定されることである。この点について GAAS は概略次のように指摘する。すなわち、

1. 監査人は、ゴーイング・コンサーン問題に係る事象や状況を確認するための特別な監査手続を計画する必要はなく、通常の監査手続で十分である。
2. 監査人は、企業のゴーイング・コンサーン能

力に重大な疑念を抱いたならば、次のような追加手続を実施する。①その問題を軽減するための経営者の計画に関する情報を入手すること、②その計画が効果的に実施可能であるかどうかを評価すること、③ゴーイング・コンサーン問題を軽減するのに特に重要な諸要因を確認し、それら諸要因についての証拠を入手するための監査手続を計画し実施すること。

3. 経営者の計画にとって見込財務情報が重要であるならば、監査人はその情報を入手し、重要な諸仮定を支持することが妥当ないし適切であるかどうかを考察する。その場合、それら諸仮定が見込財務情報にとって重要であるかどうか、変化に敏感であるかどうか、及び、歴史的トレンドと調和的であるかどうか、の諸点に特に注意を払わなければならない。
4. 経営者の計画を考察するに当たっては、①資産の処分計画、②資金の借入れ及び負債の借換え計画、③支出の削減及び延期計画、④監査人は、予測が合理的な基礎に基づいてなされているかどうかを確認するために、一般的な経済状況・産業の経済状況・売上・販売費・労務費・設備費・一般管理費販売費・借入れ・利息・信用限度の拡大幅・法人所得税等に関して経営者が前提とした仮定について経営者に尋問する。
5. 監査人は、経営者が見込データを作成するに当たって使用した次の諸仮定の源泉について尋問する。
 - ①予測又は見込みを行うに当たって重要な仮定の源泉、②変化に敏感な仮定または変化に不確かな仮定の源泉、③歴史的トレンドから遊離している仮定の源泉。このような源泉としては、政府公刊物・産業出版物・経済予測・企業予算・労働契約・商品備蓄量・借入契約が挙げられるので、監査人は経営者に尋問する際にはかような源泉に考慮を払わなければならない。

6. 監査人は、経営者が挙げた仮定を検討する際には、企業の過去のトレンド、産業の過去のトレンド、前年度の予測値と実際値との比較、諸仮定間の首尾一貫性等を考察する必要がある²¹⁾。

かように監査人は経営者の作成した事業計画の基礎となっている諸仮定及び諸仮定の妥当性を検討するために仮定の源泉にまで逆さ登って調査検討を行うこととされているが、しかし、たとえこれらの調査検討を行ったとしても、それらのエレメントは殊に外的要因に対して可変的であり、突発的な外的要因の変化によって妥当でないし適切性を失う場合があることは否定できない。従って、予測情報や経営計画情報については、恒常的な合理的保証の付与は約束不可能であると見るのが妥当であろう。

従って、企業の存続可能性の問題について投資者層を含む会計情報利用者と監査との間に存する期待ギャップを多少とも解消していく方法は、“限定的な保証”レベルの“保証”サービスなる価値を監査報告書を通じて財務諸表に付与するような監査の枠組みを新たに形成することが必要である。監査人はその役割を担うに足る能力を十分に有している。ただ、新たな保証から生ずる監査人の責任の過重負担の回避の観点から、監査の構造改革は着手されないのではなかろうかと思料される。SAS-59は、われわれとアプローチこそ相違すれど、ゴーイング・コンサーン問題については監査人は十分な判断能力を有しており、また、この問題に関与するに最も適切な立場にあることを一般社会に再認識させるよう努めている²²⁾。

確かに、国際的動向として、企業の存続可能性についての検討そのものを監査人の責任として積極的に認めた点、そのために会計基準に対する準拠性の監査の枠を超えて、企業の経営行動予測の

21) D.M. Guy & D.R. Carmichael, *ibid*, pp.341.3-341.11.

22) SAS-59, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*, 1988, Section 341.

評価にまで足を踏み込んで情報利用者の期待に応える姿勢を制度化した点については高く評価されるべきところであるが、その評価結果を意見区分の下の説明区分で表明する方法を採ったことは、最終的な評価の責任を情報利用者に委ねることにより監査人の責任回避を制度的に容認したことになるとの批判は免れ得ない。われわれは、かかる責任が情報利用者から監査人に振り戻されることによって、初めて監査の本来の姿が浮き彫りにされるものと思うものである。

現実社会では、企業の存続についての重大な疑義に言及していない監査報告書を受け取った後で、その企業が継続企業としての存続を中止する事例は多く見られるところである²³⁾。しかし、そうだからと言って、情報利用者に評価の最終責任を転化することは、責任回避としか理解できない。かかる監査報告書での処理の仕方は、監査人の判断にもとづく追加情報の提供に終わっており、保証の観点から見れば“無保証 (no assurance)”の保証を提供しているに過ぎない。説明区分は保証とは無関係の単なるリップ・サービスにしか過ぎないと言わざるを得ない。

企業の外部にいる情報利用者は、企業の存続に悪影響を及ぼす状況が予測される場合、経営者がある悪影響の消去又は軽減のために如何なる経営戦略ないし措置を予定しているか、その予定された戦略ないし措置にどの程度の信憑性が認定されるか、そして、その信憑性の程度に対して監査人はどの程度の保証を与えているかといった諸事項を情報利用者は求めている。かかる情報利用者のニーズは、責任ある経営者が作成した予測財務情報を監査人が監査し、ある一定の保証を監査報告書を通じて表明することによってはじめて実現可能である。われわれは、①監査人の予測情報についての判断能力を十分に認め、②保証レベルの低

下を承認した上で、予測財務情報の監査の制度化を図ることによって、企業の継続能力の問題を今以上に社会のニーズに応える形で十分に解決することが可能であるという仮説に基づいて、予測財務情報監査の制度化を提唱するものである。

V 将来財務情報監査の制度化

コーエン委員会報告書は、会計士の業務を会計システムによって提供される財務情報に限定しつつも、基本的には、「監査人を年次財務諸表だけに関係づけるこれまでの伝統的な考え方は陳腐化し、限界がある。」²⁴⁾と結論づけ、監査による財務情報へのヨリ一層の弾力的な関与を求め、監査職能の拡大化方策を呈示している。

財務情報の拡大化によって監査職能の拡大化方策が具体化されてくることは周知のところであるが、ここで問題となるのは、会計士の監査責任が規定済みの会計システムから生み出される情報に限定されていることである。企業の継続能力の問題は現行会計システムによっては解決されない。当該問題は未来志向的な将来情報の開発によってはじめて解決可能性が予見化されうるからである。だがしかし、未来情報の作成を可能とするような会計システムの構築は可能であろうか。結論的に言えば、その可能性はほとんどない。けだし、未来情報は会計システムから生み出される連続性を有する情報と経営者の将来動向に係る判断によって生み出される非連続性情報から構成されるからである。特に突発的性格を潜有する企業の継続能力の問題は会計システムには馴染まない。

企業の将来動向を判断するための情報は、そのすべてが会計システムから直接的に生み出される情報のみでは不十分であり、殊に企業の存続可能性にかかる情報としては、経営者の予定や予測に依拠する財務的・非財務的情報が重要となる。殊に、企業の存続可能性に係る情報が、財務報告プロセスを経て作り出される諸情報の中でも急速に

23) V.M. O'Reilly and others, *ibid.*, 中央監査法人訳、前掲書、844 ページ。これは SAS-59 (AS § 341.04) において指摘されたところを引用したものである。

24) The Committee on Auditors' Responsibilities, *ibid.*, p.115.

重要な位置を占めるようになってきている昨今においては、かかる問題の将来動向についての経営者の判断ないし戦略的意図の評価が重要事項となる。従って、監査が拡大された監査職能を充たし、情報価値を新たに付加していくためには、かかる多元的・多面的な事項を内包する将来情報の産出プロセスに反映される経営者の判断に対する保証に関与していくことである。別言すれば、企業の存続可能性に係る経営者の判断の検討を通じて、将来財務諸表に対して或るレベルの保証を付与することを監査人の責任に組み込んでいくことによって、真の意味の監査職能の拡大が達成されると解するものである。

長い間に亘り踏襲されてきた伝統的監査は、情報利用者に提供する保証の一面化を堅持してきた結果、情報利用者にもまた、提供される保証の唯一の形態は財務諸表に対する準拠性監査意見であるという一面的な認識が定着してきたと言えよう²⁵⁾。しかしながら、指摘されているとおり、時代の変化に応じて変化する景気変動要因がもたらす監査への期待の変化、社会思想の変化、経済的事象の多様化、企業の行動倫理の変化、責任意識の低化傾向、社会が監査人に求める役割の変化等諸要因の動的な変容傾向は、監査思考延いては監査方法の変容を迫ってきている²⁶⁾。コーエン委員会は、そのような社会的要請に答えていく方法の一つとして、“保証”に着目している。すなわち、

今日の財務情報利用者の財務報告に対するニーズは非常に多様で複雑であるため、それを一種類の保証によって解決することは不可能である。

さまざまな形態の関与によって提供される保証の違いを、情報利用者が理解し、また、監査人が説明することは困難であ

る。というのは、監査、レビューもしくはそれ以外の形態の関与によって与えられる保証の違いを数量化もしくは評定することは、現時点では不可能だからである。しかしながら、簡単な格付けは行うことができる。すなわち、監査はレビューよりも大きな保証を与え、また、レビューはそれ以外の形態の未監査情報への関与よりも大きな保証を与える²⁷⁾。

従来の監査保証の観点から言えば、明らかに企業の存続可能性に関与する見積財務情報（pro forma financial information）や将来財務情報（projection or forecast financial information）など将来事象または状況の影響を受ける極めて不確定な財務情報に監査が関与することは監査を混乱に陥し入れる可能性もあるから、容認されるべくもない。しかしながら、時代の要請を受けて監査効果を高めていくためには、監査目標、監査対象・監査目的の類別化を行い、それに応じた監査接近方法の識別を行うことによって、監査保証の多様化を推し進めていく必要がある²⁸⁾。

監査情報の有用化の観点から言えば、監査保証水準の多層化を認識し、企業の存続可能性問題を包摂した将来情報に係る監査保証情報を提供していくことは、極めて有用性効果を発揮することは疑いない。少々古いアメリカのアンケート調査（1972年）においても予測情報（その時代は利益関連予測データ）の有用性は確認されている²⁹⁾。AICPA「会計目的スタディ・グループ」は、財務諸表の目的の一つとして、未来予測に有用な情報の提供を挙げ、「単に予測データが作成されるべきか否かではなく、それが財務諸表に含められる

25) 飯野利夫稿「アメリカにおける監査報告書の発展」（神戸大学会計学研究室編、「近代報告会計の基礎と発展」同文館、1971年、所収）、371～398ページ。

26) 例えば、秋山純一著「新しい会計監査の実務」中央経済社、1982年を参照されたい。

27) The Committee on Auditors' Responsibilities, *ibid.*, 鳥羽至英訳、前掲書、128ページ。

28) 石原俊彦著、「監査意見形成の基礎——監査保証論の展開」、中央経済社、1995年、254～257ページ。

29) 大矢知浩司稿「予測情報公開と制度化の視点——2つのアンケート調査」産業経理、1978年2月号、17～24ページ。

べきか否か」³⁰⁾を問題している。

時代の変遷は、継続企業の公準を前提とする利益予測データの公表から、企業の存続能力の予測を可能にする将来予測事象または状況の公表へと重点移行してきている。ただし、これまでの財務諸表の対象の拡大化は、既存の財務諸表の体系の中で実践されてきているところであり、従って、監査もまたかかる会計のアプローチに歩を合わせるやり方で進められてきているのが実情である。故に、企業の存続可能性問題の監査は、説明報告書の域を脱することが出来ないままなのである。

情報会計に対応する情報監査の基本的特徴の一つは、単一保証形態から多層的保証形態への移行にあり、且つ、限定監査の方式が採られるところにある。限定監査では、監査保証水準は、会計情報に対する監査人の関与の程度ないしレベルによって規定される³¹⁾。しかし、ここに言う限定監査は、従来の財務諸表監査の中に包摂された一般の未確定事項に関する監査を前提として進められてきている監査形態であって、われわれが提唱する、企業の存続可能性問題を独立的・中心的な監査対象として取扱う予測情報監査とは若干異なるものであるが、しかし、終局的な目的である経営者の仮説の確証という点では軌を一にする。ともあれ、限定監査とわれわれが構想する将来予測情報監査の両者に共通して言えることは、或る一定の信頼性を保証しなければならないとした場合、その最低レベルの保証水準ならびに最適レベルの保証水準について一般的承認が得られるような程度の特定化を行わなければならないという問題、伝達方法の問題、コミュニケーション効果の問題など、未だ解決されるべき多様な問題が山積

しているが、少なくとも実践可能性の観点から言えることは、企業の存続可能性を決定する究極的な要因は財務的・資金的な局面であることから、少なくともキャッシュ・フロー予測に関する限定監査が有効であろうと思われる。³²⁾

しかしながら、立ち逆って、予測財務情報を構成する未来事象の発生は蓋然的であり、その意味でその予測は一元的に行うことはできない。例えば、上記のキャッシュ・フローについて見た場合、キャッシュ・インフローを生み出しキャッシュ・アウトフローを削減する企業の能力、智恵及びそのための経営戦略や事業計画の実践可能性、経営者の判断能力、企業の活力、企業行動に対する制約要件として作用する外的・内的諸要因、企業に対するそれら諸要因の影響度合、将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの金額及びタイミング、等の不確実性要因は、その予測を蓋然化し、従って、予測値の単一化は困難ないしほとんど不可能である。それ故、将来事象の監査としては、予測財務情報における数値の背後に存する諸前提の妥当性ないし適切性についての検査に甘じなければならない。ここに保証水準の特化の必要性が生じてくる。

現在、将来事象を取扱う方法としては、①歴史的財務諸表の中に注記する方法、②未来財務諸表を作成・開示する方法、③保証業務 (assurance service or assurance engagement) 報告書を作成する方法、の三つの方法が提示されている。監査方法の観点から見た場合、基本的には①と②はほぼ同様である。すなわち、注記に表示された数値および未来財務情報数値について判断基準が存在しない場合には、その数値の算出基礎を形成する諸仮定及び諸仮説の合理性、妥当性・適切性を調査する。相違する点は、①については異なる保証水準を有する保証が同一の監査情報に含まれることになるから、保証水準の単一性を維持する観点

30) AICPA, The Study Group on the Objectives of Financial Statements, Objectives of Financial Statements, 1973, 川口順一訳, 財務諸表の目的, 同文館, 1976年, 63ページ。

31) 古賀智敏稿「第6章 情報監査の基本的特質」(龍谷大学経営学部編, 「現代産業社会における会計・情報の課題」中央経済社, 1985年, 所収) 125~126ページ。

32) 諸井勝之助稿「未来数値の測定と分析」産業経理, 1980年2月号, 1~6ページ。

から、注記については保証ではなく説明に転換したのである³³⁾。②については、低レベルであれ、その保証水準を甘受し、保証を提供する。それは、監査の本来の機能の反映である。すなわち、歴史的財務諸表には積極的保証を提供し、未来財務情報には限定的な保証を提供することによって、保証に関する社会的混乱を回避することに主眼を置くものである。

③の保証業務は、職業専門会計士 (professional accountant—CPA より範囲が広い) が、適切な判断基準に従って、他の集団の責任に帰する対象事項を評価し、その評価によって得られた結論を表明し、その対象事項について一定の水準の保証を実質的な利用者に提供するものである³⁴⁾。その保証対象としては、財務情報・非財務情報、過去情報・未来情報、統計的情報、人的資源管理行動が挙げられ、また、その判断基準は契約の内容次第で決定されること、さらにコミュニケーション面においては、多様な保証レベルの利用者への伝達は困難であることを理由に、高レベルと中レベルの二段階の保証レベルに限定している³⁵⁾。しかし、監査の本質は“保証”行為であるから、それはその意味では拡大された監査のカテゴリーに入ると認識されるとしても、保証業務の主体としては従来の財務諸表監査には馴染まない広範囲に亘る専門職が関与することとされ、また、判断基準がケース・バイ・ケースの任意性を有している点が大きく従来の監査と相違する。それは、保証という従来の財務監査のコア概念に別の衣を付けたようなものであり、したがって、監査の拡大の範囲の中に保証業務を同席させることには極めて問題があると言わねばならない。ただし、将来事象

についても対応可能性を持っていることは否めない³⁶⁾。

以上概説して来たところから、われわれは次のような提示を行うものである。すなわち、企業の存続可能性問題なる未確定事項は通常の未確定事項と性格を異にするものであり、しかもその問題は、企業にとっても利害関係者にとっても極めて重大な問題である。殊に投資者層にとっては、企業の倒産・破綻によって実質的な損害を蒙ることになる。従って、単に企業の存続可能性に関する経営者の判断に基づく財務情報を注記の形で受取っても、不安が解消される訳ではない。企業の存続能力問題に関する注記について提供される監査人の説明報告書は保証とは無縁のものであることから、投資者層の観点からすれば価値の付加とは受取ることはできない。

それに対して、“説明”を“保証”のレベルにまで昇化させ、保証レベルの相違を明確に認識し、保証レベルの多段化を反映した監査情報は、監査によって「付加される価値」を情報利用者の情報要求に簡明直截に関係づけるものであるとの考えから、企業の継続能力問題に関しては、将来財務情報について、歴史的財務諸表とは別に独立的な監査の対象として位置づける方法の制度化をわれわれは提唱するものである。場合によっては、将来財務情報監と保証業務の結合監査方法も有用であろう。

VI 監査保証水準の多元化と監査情報の改善方向

現代の監査理論では、数学上の確率を用いて財務諸表の信頼度 (信憑度) について言明することはできないし、また、数学上の確率が示す信憑度をもって財務諸表の信頼度を明言することもできないが、しかしながらそれにも拘らず、監査人には財務諸表において主張された命題についての信

33) AICPA, *The Code of Professional Conduct*, Rule 201.ここでは、Compilation report の作成を規定している。

34) IFAC, *International Auditing Practice Committee, Proposed International Standard on Assurance Engagement*, 1999, Para 2.

35) 杉岡仁著「会計ディスクロージャーと監査」中央経済社、2002年、153～160ページ。

36) 瀧田輝己稿「第16章 将来事象への監査の新しい対応」(加藤盛弘編著、将来事象会計、森山書店、2000年、所収)、217～221ページ。

憑度を明らかにする責任が課せられている。数学上の精確度の確立は会計の特質から見て不可能であるとしても、監査はこれまでの努力の積重ねによる理論の構築作業と経験によって、監査人が極めて確信度の高い心証の形成が可能となってきた³⁷⁾。

しかしながら、監査人が確信度の高い心証形成が可能となるのは、その前提に“確立された規準”と“確立された会計システム”が存在しているからである。だからこそ、財務諸表監査において、高い監査保証水準を維持することが可能となるのである。

本題に立ち返って、企業の存続可能性問題に関する予測への監査機能の拡大化において、監査人は財務諸表監査の場合と同程度の確信度の高い心証形成は可能であろうか。答えは明らかに否である。ASOBACは次のように指摘する。

予測に関する主題が、量的に表現可能でかつ立証可能な主題の演繹を可能にするかどうかは疑問である。予測は当然将来に関係するので、それは情報システムで記録された過去の活動や事象から推論されなければならない。しかし、予測は決して情報システムそれ自体の一部ではない。問題もまたいくつかある。というのは、予測は不確実な結果と結びつきやすく、また、予測に関する報告書様式は現在定まっていないので、これを決定する必要があるからである³⁸⁾。

ここに、監査保証水準の多元化が要請される根拠がある³⁹⁾。しかしながら、すでに見てきたように、現在までに開発された監査理論は、企業の存続可能性問題について、従来の監査の目的を存置したまま、予測情報の監査を推し進めていこうとする姿勢を貫いているのが実情である。だからこ

そ、企業の存続能力の存否についての開示の適切性をもって無限定適正意見を表明するとする規準を設定しているのである。監査リスクに対する責任の観点からすれば、極めて無難な方法であると思われされる。

しかし、伝統的監査理論におけるかかる監査の解決方法は、情報利用者の監査情報に依存する気持は希薄にならざるを得ない。情報利用者は長い経験の中で、監査が提供する保証概念に慣れ親しんできたからである。保証水準の多元化の意味内容や、具体的に企業の継続能力問題に関する監査情報としての無限定適正意見によって表現される意味内容についての理解は教育による意識の改革によって、社会一般に浸透可能である⁴⁰⁾から、伝統的監査理論が有する過去の成果を維持すべしとする意見の合理性も承認しうる。しかし、教育の社会的効果の発現及びその定着には、かなり長期間を要することは、過去の社会的諸経験に徴して識り得るところである。

そこで、われわれは、監査情報の改善に当って次の五つの提案を行うものである。

第一の提案は、通常の財務諸表に加えて、企業の継続能力問題を中心とする予測財務情報の制度化を図ることである。

第二の提案は、監査保証水準の多元化を前提にして、前者の財務諸表については従来通り高い信憑度に裏打ちされた監査保証水準を維持し、それに対し後者の予測財務情報については低い信憑度を甘受し、かかる信憑度に裏打ちされた監査保証水準を設定し、これを周知徹底することである。ただし、低い信憑度がどの程度まで許容されるものであるかについては実態調査等によって定めていくしかない。

第三の提案は、前者の財務諸表については従来通り“適正性”監査概念を継続する。一方、後者の予測財務情報については、将来の企業内外諸要

37) ASOBAC, 青木茂男監訳・鳥羽至英訳, 前掲書, 特に12~13ページ, 及び, 52~55ページを参照されたい。

38) ASOBAC, 前掲書, 29ページ。

39) 石原俊彦著, 前掲書, 256~257ページ。

40) 藤田幸男編著「21世紀の会計教育」白桃書房, 1998年, まえがきを参照。

因によって大きく影響を受けるので、監査情報の作成までに識り得た情報・データ・内外諸要因の実態・各種証拠等によって、“妥当性”監査概念を基軸とする監査方法を定置させる。

第四の提案は、予測財務情報は基本的には既存の情報システムで記録された過去の活動や事象からの推論によって作成されることとなるが、一方、例えば他社の倒産のような外的要因の突発的発生によって連鎖倒産をする場合もあるから、当該企業の資金的体力（現有資金量、キャッシュ・フローの金額と時期）の限界を知らしめるために、予測キャッシュ・フロー監査に監査の力点を置くことである。

第五の提案は、統合的メタ理論（integral meta theory）に基づき、予測財務諸表の作成責任と信頼性付与責任とを統合的に理解し、経営者と監査人が責任を共有し、責任の統合的一体化の下に情報提供を行っていくことである。かかる責任の共有方式は、予測財務情報の情報内容（実質的には企業の状況トレンド）について、監査人も相当部分の責任を負うこととなる⁴¹⁾。

VII おわりに

監査環境の急速な変容は、監査に対する社会的期待の量的・質的変容をもたらしてきている。その変容の実態を正当に受け止めるためには、監査はただ会計規準への準拠性を検査する準拠性監査に手をこまぬいているばかりでなく、経営者と情報利用者との橋渡しの役割を積極的に担って、情報利用者が適切な意思決定を行うことができるような環境創りに努めなければならない⁴²⁾。

監査に対する今日の社会的要請を充足するためには、先ずもって監査機能の拡大化を図らなければならない。その一方策としては、基本的には伝

統的監査理論を堅持しつつ、今日の社会的要請を十分に充足し切れない部分については、監査の保証水準（機能）の多元的理解を社会一般に定着させることによって、監査の検証機能と予測機能の両者を充足するような監査の枠組みを開発することである。かかる監査の枠組みに基づいて、監査済予測財務情報公開の制度化を図り、もって情報利用者就中投資者層の情報要求の充足とその保護を行っていくことが期待される。

ところで、企業の継続性問題については、SAS-58 及び SAS-59 の公表によって初めて、偶発事象及び後発事象とは種を異にしたものとしての認識が示され、それらとは別の取扱いがなされるに至っている。しかし、現在のところ、企業の継続能力問題は、他の未確定事項と同様に監査報告書上では取扱われているが故に、情報利用者を混乱させる可能性さえある。その意味で、情報利用者に対する監査報告書の意義が希薄になったと言えよう。

企業の継続性問題に関する現行監査報告書での取扱い方法は、意見区分と説明区分とが整合性に欠け、延いては監査責任を不明瞭化するものである。

企業の継続能力問題を含まず未確定事項は、現行規定では“注記”欄に掲記することとなっている。

“注記”は財務諸表の構成要素ではなく、その性格は財務諸表の補足的説明情報と定められているが⁴³⁾、性格の異なる事項を混在させることは、情報利用者の意思決定にどのような影響を与えるものか再検討を要するところである。われわれの見解としては、会計規準にもとづいて産出される注記事項と、経営者の独自の判断にもとづいて記載される予測情報とは別々に取扱うべきであると思ふものである。さらに言えば、後者の予測情報はこれを将来財務情報に移行し、独自の監

41) D.B. Thorton, *The Financial Reporting of Contingencies and Uncertainties*, The Canadian Certified General Accountants' Research Foundation, 1983, pp.90-103.

42) 古賀智敏著「情報監査論」同文館、1990年、211～212ページ。

43) FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts*, No.3, *Elements of Financial Stament of Business Enterprise*, 1980, Para.5.

査を行い意見表明を行っていくべきであると思われる。そして、この将来事項に係る予測財務情報については、統合的メタ理論によるモデルの構築が求められるところである。

ところで、企業倒産予測の監査には、監査リスクが常につきまとう。例えば、今日の銀行の一連の行動から推して、企業が倒産という最悪の事態を迎える危険性は、高低の差はあれどほとんどの企業に存在する。企業の継続可能性問題は、企業倒産と直結する問題であるので、その予測監査は極めて困難であるが、それ故に、企業の存続可能性について重大な疑義を生じさせる恐れのある事象及び状況が現実に発生するか否かについての“判定規準”ないし“判断規準”の確立が急務である。しかし、判定ないし判断規準が仮りに確立されたとしても、監査リスクの一掃は不可能であ

る。ポネモン(L.A. Ponemon)等によれば、経営分析に基づく研究成果の積み重ねによって、予測される監査リスクの回避は、相当程度可能となってきたことが示唆されているが⁴⁴⁾、しかし、監査リスクが残る限り、監査人には監査責任が常につきまとうこととなる。従って、責任の観点から、企業の継続性問題については、統合的メタ理論に基づく、経営者と監査人の共同責任論を提示するものである。

なお、本稿では、企業の継続性能力問題について、これらの諸事象及び状況を予測財務情報に移行し、その監査の制度化の必要性について提示したままである。その詳細に亘る展開は今後の研究課題としたい。

(日本大学経済学部教授)

44) L.A. Ponemon & D.R.L. Gabhart, *Ethical Reasoning in Accounting and Auditing*, 1993, 瀧田輝己他訳「会計士の倫理と推論」1999年、特に第6章参照。また別に、後藤実男著「企業倒産分析と会計情報」千倉書房、1988年を参照されたい。